

# 第57回 横浜市発達障害検討委員会 次第

【日時】令和5年9月7日（木）18:30～20:30

【場所】市庁舎18階会議室 みなと6・7

## 1 開会

(1) 事務局あいさつ

## 2 議題

(1) 令和5年度 横浜市発達障害検討委員会の検討内容について【資料1】

(2) 発達障害児・者に係る施策の取組について

ア 令和5年度地域療育センターの取組について【資料2】

**【答申関連項目】Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ**

イ 学齢後期障害児支援事業所（4か所目）の設置に向けた対応状況について【資料3】

**【答申関連項目】Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ**

ウ 発達障害者等及び家族等への支援体制の確保に係る取組の実施について【資料4】

**【答申関連項目】Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ**

エ 横浜市立高等学校における「通級による指導」の開始について【資料5】

**【答申関連項目】Ⅰ・Ⅳ**

オ 「世界自閉症啓発デーin 横浜 2023」について【資料6】

**【答申関連項目】Ⅵ**

カ その他の取組

・令和4年度横浜市発達障害者支援センター事業実施状況報告について【資料7】

・横浜市における強度行動障害のある方々のデータについて(令和3年4月時点)【資料8】

## 3 その他

### **【参考】答申（令和2年6月）における6つの大項目**

【項目Ⅰ】 本人への支援

【項目Ⅱ】 保護者及び家族への支援

【項目Ⅲ】 支援機関の連携と役割分担

【項目Ⅳ】 支援体制の強化・充実

【項目Ⅴ】 人材育成

【項目Ⅵ】 障害理解の促進・普及啓発

# 第57回 横浜市発達障害検討委員会(令和5年9月7日) 座席表

渡部 匡隆 委員

(横浜国立大学 大学院教育学研究科高度教職実践専攻)

○

阿部 浩之 委員  
(地域活動ホーム ガッツ・  
びーと西)

中野 美奈子 委員  
(横浜市自閉症児・者親の会)

坂上 尚子 委員  
(神奈川LD等発達障害児・者  
親の会 にじの会)

桜井 美佳 委員  
(横浜市発達障害者支援センター)

○ 高木 一江 委員  
(横浜市中部地域療育センター)

○ 齊藤 共代 委員  
(横浜市北部地域療育センター)

○ 池田 彩子 委員  
(よこはま若者サポートステーション)

事務局			事務局			事務局		
-----	--	--	-----	--	--	-----	--	--

- - 
  - 
  - 
  - 
  - 
  - 
  - 
  -
- マインクラフト教育プログラム  
長 特別支援教育課  
課長 特別支援教育相談  
担当部長 子ども福祉保健  
課長 障害児福祉保健  
長 障害福祉保健部  
長 障害施策推進課  
長 障害自立支援課  
企画課長

司会

● 障害施策推進課  
担当係長

事務局			事務局			事務局		
-----	--	--	-----	--	--	-----	--	--

- - 
  - 
  - 
  - 
  - 
  - 
  - 
  -
- 長 特別支援教育課(係)  
(係長) 特別支援教育相談課  
企画調整課長  
セブンスター相談所長  
(係長) 障害児福祉保健課  
(係長) 障害児福祉保健課  
精神保健福祉課長

事務局			事務局		
-----	--	--	-----	--	--

- 
- 
- 
- 
- 
- 
- 
- 
- 

傍聴席

○ ○ ○

傍聴席

○ ○ ○

令和5年度 横浜市発達障害検討会委員名簿

(敬称略)

		氏 名	所 属
1	学識経験者	◎ 渡部 匡隆	横浜国立大学大学院 教育学研究科高度教職実践専攻
2	学識経験者	平田 幸宏	東洋英和女学院大学人間科学部
3	教育関係者	冢田 三枝子	横浜高等教育専門学校
4	医療従事者	高木 一江	横浜市中部地域療育センター
5	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	齊藤 共代	横浜市北部地域療育センター
6	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	阿部 浩之	地域活動ホーム ガッツ・びーと西
7	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	桜井 美佳	横浜市発達障害者支援センター
8	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	池田 彩子	よこはま若者サポートステーション
9	障害児・者やその家族	坂上 尚子	神奈川LD等発達障害児・者親の会 にじの会
10	障害児・者やその家族	中野 美奈子	一般社団法人横浜市自閉症協会

◎：委員長

令和5年度 横浜市発達障害検討委員会事務局名簿

	局名	補職名	氏名
事務局	健康福祉局	障害福祉保健部長	君和田 健
		企画課長	高木 美岐
		障害施策推進課長	中村 剛志
		障害自立支援課長	今井 智子
		障害施設サービス課長	宮川 力也
		精神保健福祉課長	中村 秀夫
	こども青少年局	こども福祉保健部担当部長	松永 朋美
		医務担当部長	岩田 眞美
		企画調整課長	柿沼 千尋
		障害児福祉保健課長	高島 友子
		青少年相談センター所長	小栗 由美
		保育・教育支援課長	大槻 彰良
		保育・教育支援課人材育成・向上支援担当課長	野澤 裕美
	教育委員会事務局	インクルーシブ教育エグゼクティブマネジャー	佐藤 祐子
		特別支援教育課長	金井 国明
特別支援教育相談課長		仙台 椎良	
事務担当	健康福祉局	障害施策推進課相談支援推進係長	渡辺 弥美
		障害施策推進課担当係長	大野 和義
		障害自立支援課就労支援係長	内山 博人
		障害施設サービス課地域施設支援係長	坂井 良輔
		障害施設サービス課共同生活援助担当係長	佐藤 央一
		精神保健福祉課精神保健福祉係長	香月 正樹
		こども青少年局	障害児福祉保健課担当係長
	障害児福祉保健課整備担当係長		枇榔 直子
	障害児福祉保健課担当係長		横路 恵美
	教育委員会事務局	特別支援教育課担当係長	伊藤 亜希
		特別支援教育相談課担当係長	松本 亮介

## 令和 5 年度 横浜市発達障害検討委員会の検討内容について

## 1 横浜市発達障害検討委員会について

市内の発達障害児・者について、各ライフステージに対応する支援体制の整備を図り、発達障害児・者の福祉の向上を図ることを目的とした協議の場です。

横浜市障害者施策推進協議会運営要綱第 5 条に定める横浜市障害者施策推進協議会の部会として、平成 17 年から設置しています。

## 2 検討内容

## (1) 平成 30 年度以降の検討内容

## 【平成 30 年度～令和元年度】

テーマ：「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者」への総合的な支援について

内容：平成 30 年度は、施策の再構築に係る方向性について議論しました。令和元年度には、市長からの諮問を受け、具体的な施策展開に関する答申\*作成のための議論を行いました。

## 【令和 2 年度～令和 3 年度】

テーマ：横浜市の発達障害児・者への施策展開に関する P D C A サイクルの、各段階における評価・検証

内容：答申に記載した内容に関する、取組状況等の評価・検証を中心とした議論を行いました。

(※) 答申「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者への具体的な施策の展開について（横浜市障害者施策推進協議会／令和 2 年 6 月 29 日）」

## ■ 概要

対象児・者への施策を展開するにあたり、重要な視点を示したもの。

## 【要点】

## 1 気づきの促進と未来につながる支援 (Right time &amp; Bright life)

「早期発見・早期療育」だけでなく、その人にとって適切な時期に適切な支援につなぐことが重要である（表題のフレーズを用いて、この理念を表現）。

## 2 地域社会全体の、包括的な支援体制の構築

障害児・者を主たる支援対象としない機関等（保育所、幼稚園、学校、就労先等）も含め、地域社会全体で包括的な支援体制を構築することが重要である。

## 3 「0 次支援」の重要性

障害児・者への相談支援機関等による適切な対応につなぐためには、障害児・者を主たる支援対象としない機関が、身近な地域の中で対象児・者の生きづらさに気づき、受け止めることが重要である。

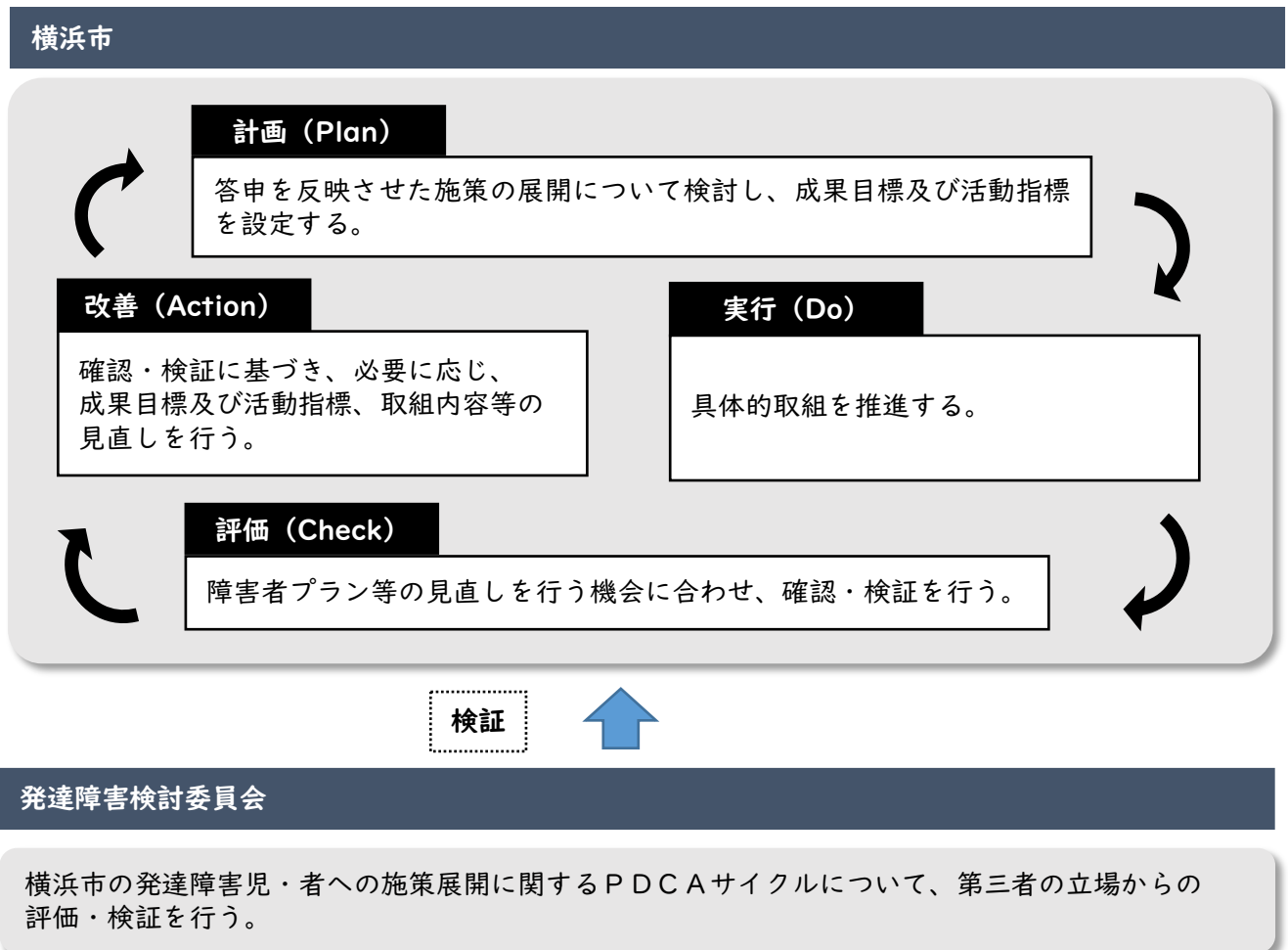
## ■ 答申等に対する行政対応

答申で示された提言について、第 4 期障害者プラン等に反映の上、具体的な施策として展開していく。また横浜市発達障害検討委員会等で、取組状況や効果等を定期的に確認・検証する。

## (2) 令和4年度、令和5年度の検討内容

令和4年度、令和5年度の横浜市発達障害検討委員会では、横浜市障害者施策推進協議会による答申「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者への具体的施策の展開について」(令和2年6月)に基づく、横浜市の発達障害児・者への施策展開に関するPDCAサイクルへの評価・検証を中心とした議論を行います。

### 【イメージ】横浜市の発達障害児・者への施策展開と、発達障害検討委員会における検証について



## 3 令和5年度の開催日程

- 第57回(令和5年度第1回): 令和5年9月7日(木) 18時30分~20時30分  
第58回(令和5年度第2回): 令和6年2月6日(火) 18時30分~20時30分

## 令和 5 年度地域療育センターの取組について

発達障害児の増加や保護者の就労状況等によるニーズ、及び社会状況の変化等を踏まえ、お子さんや保護者へ速やかに必要な支援を行えるよう、取組を進めています。

**1 初期支援の充実<拡充>**

利用申込後、概ね 2 週間以内にソーシャルワーカーによる初回面接を行います。お子さんや保護者の状況を丁寧に把握し、必要に応じて子どもの遊びの場の提供と保護者への相談対応を行う「ひろば事業」や、心理職による面接などの初期支援を充実します。これにより、保護者の不安や悩みを速やかに受け止めるなど、早期に支援を開始します。

○令和 5 年度：北部、西部、東部地域療育センター 3 センターで実施。他 6 センター（南部、戸塚、中部、あおば、港南、リハビリテーションセンター）は令和 6 年度開設に向けた準備を実施。

**2 保育所等への支援の充実<拡充>**

保護者の就労等に伴い、障害のあるお子さんが保育所等に通う機会も増加しています。そこで地域療育センターでは、保育所、幼稚園、小学校等に、児童の特性に合わせた適切な支援方法の助言や研修等を行う「巡回訪問」を実施しています。複数回の訪問を希望する声があるため、訪問の拡充に向けて、ソーシャルワーカーを増員しました。

○ソーシャルワーカーを各センターに 1 名増員。

**3 集団療育の充実<拡充>**

利用児童の増加が大きい東部地域療育センターについて、令和 6 年度から集団療育の場を増設します。そのため、施設改修等開設に向けた準備を進めています。

また、集団療育のクラスにおいて、医療的ケア児や行動障害のお子さんに対しきめ細やかに対応するため、各地域療育センターに非常勤の看護師や保育士等を配置します。

## 学齢後期障害児支援事業所（4か所目）の設置に向けた対応状況

4か所目の学齢後期障害児支援事業所開設に向けて、現在、以下のとおり運営事業所の公募を行っています。事業者選定を経て、令和5年度中の開設を目指していきます。

### 1 公募件名

医療型学齢後期障害児支援事業業務委託

### 2 公募内容の概要

#### (1) 業務の目的

中学・高校生年代（以下「学齢後期」という。）の発達障害児等及びその家族等からの相談に応じ、関係機関との連携等を図りながら、医師・看護師・社会福祉士・精神保健福祉士等が専門的な指導又は助言を行うとともに、発達障害に起因する諸問題の解決に向けた支援を行うことにより、発達障害児等及びその家族の福祉の向上を図り、成人期を迎えたときに円滑な自立生活を行えるようにすることを目的とします。

#### (2) 履行期限等

令和6年1月1日から令和6年3月31日までを契約期間とします。

なお、この事業の委託については、令和5年度に実施するプロポーザルによる事業者の募集、選定により、各年度の予算が確定することを前提に、5年間（令和5年度から令和9年度まで）有効とします。

#### (3) 事業者の選定方法

公募型プロポーザルによる

#### (4) スケジュール

参加申出〆切	令和5年7月28日
提案書提出〆切	令和5年8月23日
事業者の確定	令和5年9月中（予定）
事業所の開設	令和5年度中



発達障害検討委員会  
令和5年9月7日  
こども青少年局障害児福祉保健課

### 発達障害者等及び家族等への支援体制の確保に係る取組の実施について

令和5年5月に一部改正された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示）」において、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身に付け、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を構築することが重要であると示されています。

本市においても、これまでもペアレントトレーニング実施者を養成するための研修を実施してきましたが、関連するペアレントメンター等の取組を含めて発達障害者等及びその家族等への支援体制の構築を進めていくこととします。

#### 【本市における取組状況（第4期障害者プラン中間振り返りより抜粋）】

事業名	事業内容	これまでの実績 (令和5年3月末)	課題	新たな3年間の方向性
ペアレントトレーニング実施者の養成 ①	子ども本人への支援と合わせて重要である保護者への支援として、主に障害児通所支援事業所等において、職員に対しペアレントトレーニング実施者養成研修を行います。	令和3年度 4か所 令和4年度 6か所	研修受講事業所数を増やすため、研修内容や広報を検討する必要があります。	より多くの事業所に参加していただける手法を検討し、引き続き事業を実施します

#### 【障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針において指標として設定して取り組むことが適当であるとされた事項】

##### 発達障害者等に対する支援

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定する。
ペアレントメンターの人数	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
ピアサポートの活動への参加人数	現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

【障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（抜粋）】

### 3 発達障害者等に対する支援

#### (一) 発達障害者等への相談支援体制等の充実

発達障害者又は発達障害児（以下「発達障害者等」という。）が可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう、都道府県及び指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）は、地域の実情を踏まえつつ、発達障害者支援センター（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。以下同じ。）の複数設置や発達障害者地域支援マネージャーの配置等を適切に進めることが重要である。また、これらの発達障害者等に対する支援については、別表第一の七の各項に掲げる事項を指標として設定して取り組むことが適当である。

#### (二) 発達障害者等及び家族等への支援体制の確保

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、各市町村において、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を構築することが重要である。そのためには、これらの支援プログラム等の実施者を地域で計画的に養成することが重要である。

また、発達障害者等に対して適切な支援を行うためには、発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要である。

【ペアレントプログラム、ペアレントトレーニング、ペアレントメンター について（厚生労働省 WEB サイトより）】

##### (1) ペアレントプログラム

子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラムです。「行動で考える」「叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを）ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間を見つける」という3つの目標に向けて取り組みます。

「障害」という言葉を使用しないで、子育て支援での活用もできます。

##### (2) ペアレントトレーニング

保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、お子さんの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を旨とする家族支援のアプローチの一つです。

地域においては、発達障害児の支援機関等で実施されることが多いです。

##### (3) ペアレントメンター

メンターとは「信頼のおける仲間」という意味です。発達障害の子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供等を行います。ペアレントメンターは、地域で実施している養成研修を経て活動をしています。また、地域にて円滑にメンター活動が行われるようペアレントメンター・コーディネーターが調整などを行います。

# 「通級による指導」案内

～ 令和 5 年度より横浜総合高等学校において「通級による指導」を開始しました ～

## 横浜総合高等学校の「通級による指導」が目指すもの

学校生活で困っている生徒が、より充実した学校生活を送り、個性を生かした進路を実現するために「通級による指導」では、障害による学習や生活の困難の改善・克服を支援していきます。

### 卒業までのステップ（イメージ）

困っていることを改善・克服し、充実した学校生活を！



学校生活で  
困っていること



「通級による指導」  
自己理解



単位修得  
進路実現



卒業

### 「通級による指導」とは？

大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障害に応じた特別な指導を特別な場で受ける指導形態です。困難さを感じている生徒一人ひとりに対応して個別の指導計画を作成し、障害による学習や生活の困難の改善・克服を目的として指導します。

横浜総合高等学校では自校通級を行います。自校通級とは、生徒が在籍する学校に通級指導教室が設置されており、その教室に通って指導を受ける形態のことです。

### 「通級による指導」で支援している生徒のイメージ



友だちとうまくコミュニケーションが  
とれるようになりたい。



落ち着いて活動に参加できる  
ようになりたい。



文字を読んだり、書いたりする  
ことの苦手さを改善したい。



# Q & A



## Q.1 どうすれば横浜総合高等学校で「通級による指導」を受けられますか？

**ステップ1** 横浜総合高等学校を受検(神奈川県公立高等学校入学者選抜)し、合格します。  
※入学者選抜において「通級による指導」のための特別な募集はありません。

**ステップ2** 入学者が確定した後に希望者を募集します。

**ステップ3** 横浜市教育委員会が定める方針に従って、専門家を交えた校内委員会で検討します。

**ステップ4** 支援が必要と認められた場合、担当教諭、生徒、保護者で面談し、指導内容と方法が決定したところで、『個別の教育支援計画』『個別の指導計画』を作成します。

**ステップ5** 学校設定科目「コーピング・アクティビティ(通級による指導)」を履修します。

## Q.2 横浜総合高等学校の「通級による指導」はどのように行っていますか？

【A】横浜総合高等学校の「通級による指導」では、**個別指導**と**集団指導**を行います。

### 個別指導

- 担当教諭と生徒が1対1で、週1回程度個々の課題を改善・克服する方法を学びます。
- 活動時間は、担当教諭と生徒で相談して決めた時間に行います。

### 集団指導

- 数名のグループを編成し、グループ活動における課題を改善・克服する方法を学びます。
- 活動時間は、年間を通じて、あらかじめ設定された時間に行います。

※「通級による指導」は各教科の内容を補充するものではありません。

## Q.3 I部・II部・III部のどこに在籍すれば「通級による指導」を受けられますか？

【A】I部・II部・III部に関係なく、どの部に在籍していても「通級による指導」を受けられます。

### I部、III部をモデルにした時間割のイメージ

24年度生(新1年生) I部 イメージ

	月	火	水	木	金
1	●	●	●	●	●
2	●	●	●	●	●
3	●	●	●	●	●
4	●	●	●	●	●
5	○	個別	集団	○	○
6	○			○	○

● 必履修 ○ 選択

23年度生以上(新2年生以上) III部 イメージ

	月	火	水	木	金
5	○				
6	○				(個別)
7	○	○	個別	○	○
8	○	○	(集団)	○	○
9	●	○	●	○	○
10	●	○	●	○	○
11	●	●	●	●	●
12	●	●	●	●	●

● 必履修 ○ 選択

## Q.4 「通級による指導」を受けたら単位は認定されますか？

【A】条件を満たせば単位を認定します。ただし、「通級による指導」は、障害による学習や生活の困難の改善・克服を支援することが目的のため、本校では卒業するために必要な74単位には含めません。

令和5年3月29日  
健康福祉局障害施策推進課

## 世界自閉症啓発デー in 横浜 2023

毎年4月2日は「世界自閉症啓発デー」、  
4月2日～8日は「発達障害啓発週間」です。



「世界自閉症啓発デー」は、世界各国で自閉症をはじめとする発達障害への理解を深めることを目的に、平成19年12月に国連が制定しました。

日本では、厚生労働省が「発達障害啓発週間」を定め、自閉症をはじめとする発達障害について普及啓発を実施しています。横浜市でもこの取組を推進するため、関連イベントを実施します。

### ■ LIGHT IT UP BLUE 2023 — 横浜を青く照らす —

「癒し・希望・平穏」を表し、世界自閉症啓発デーのシンボルカラーである、ブルーの光で市内の観光スポットなどをライトアップします。

今年は新たに「GUNDAM FACTORY YOKOHAMA 『動くガンダム』」と「横浜市役所」が加わるほか、改修工事を終えた「横浜マリンタワー」でも3年振りにブルーライトアップを実施します。

【日時】 令和5年4月2日（日）～8日（土） ※会場ごとに点灯時間は異なります。

【場所】

- GUNDAM FACTORY YOKOHAMA 「動くガンダム」  
（中区山下町279番25山下ふ頭内）
- 女神橋（西区みなとみらい1-1）
- よこはまコスモワールド  
大観覧車「コスモクロック21」  
（中区新港2-8-1）
- 横浜ハンマーヘッド（中区新港2-14-1）
- 象の鼻パーク（中区海岸通1）
- 神奈川県庁本庁舎（中区日本大通1）
- 横浜市庁舎（中区本町6-50-10）
- 横浜マリンタワー（中区山下町14-1）※4月2日のみ
- 日産スタジアム（港北区小机町3300）※4月2日のみ



©創通・サンライズ

## ■ 市立図書館パネル展 — みんなで知ろう発達障害 —

市内の図書館において通常は分野ごとに配架している発達障害に関する書籍の中から、ご紹介したい本を集めて展示・貸出を行います。発達障害の理解に役立つパネル展示もあわせて、ご覧ください。

### 【日時・会場】

- 令和5年3月21日（火・祝）～4月16日（日）  
中央図書館 4階（西区老松町1）
- 令和5年3月28日（火）～4月10日（月）  
神奈川図書館（神奈川区立町20-1）
- 令和5年4月12日（水）～25日（火）  
鶴見図書館（鶴見区鶴見中央2-10-7）



## ■ ブルーフラッグの展示（社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 × 一般社団法人横浜市自閉症協会）＜協力＞トレッサ横浜

市内4か所の地域療育センター※と横浜市総合リハビリテーションセンターに通う子どもたちが、シンボルカラーである青色の画用紙を使って作成した、素敵なブルーフラッグを各会場で展示します。個性あふれる作品をぜひ会場でご覧ください。

※地域療育センター：0歳から小学校期までの障害児の療育に関する相談・診療・指導等を行う施設

### 【日時・会場】

- 令和5年3月30日（木）～4月9日（日）  
横浜市庁舎 1階 展示スペースB  
（中区本町6-50-10）
- 令和5年3月31日（金）～4月11日（火）  
都筑区役所 1階ロビー（都筑区茅ヶ崎中央32-1）
- 令和5年4月1日（土）～12日（水）  
トレッサ横浜 南棟3階（港北区師岡町700）



## 世界自閉症啓発デーをきっかけに、自閉症や発達障害の理解をもっと深めませんか？

横浜市では、一般社団法人横浜市自閉症協会と学校法人岩崎学園との協働により、自閉症の理解啓発を目的とした動画を制作しています。

動画及びその他のイベント情報も、横浜市ホームページに掲載しておりますので、ぜひご覧ください。



毎年4/2は 国連の定めた **世界自閉症啓発デー** 発達障害啓発週間 4月2日～8日

**みんなたいせつ**  
こせい とくせい たようせい

お問合わせ先 一般社団法人日本自閉症協会 Tel.03-3545-3389 Fax.03-3545-3383 E3.j@jautism.or.jp

世界自閉症啓発デー in 横浜

本事業は、横浜市（健康福祉局・子ども青少年局・教育委員会事務局）と一般社団法人横浜市自閉症協会※との共催で実施します。

※ 一般社団法人横浜市自閉症協会は、横浜で暮らす自閉スペクトラム症児・者とその家族や支援者等で構成される団体で、自閉症に関する勉強会や相談会、広報啓発活動を行っています。

### お問合せ先

（LIGHT IT UP BLUE 及び市立図書館パネル展に関すること）

健康福祉局障害施策推進課長 佐渡 美佐子 Tel 045-671-3569

（ブルーフラッグの展示に関すること）

社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 横浜ラピール文化事業課長 和田 剛 Tel 045-475-2055

# 世界自閉症啓発デー in 横浜 2023



毎年4月2日は「世界自閉症啓発デー」  
4月2日～8日は「発達障害啓発週間」

「世界自閉症啓発デー」は、世界各国で自閉症をはじめとする発達障害への理解を深めることを目的に、平成19年12月に国連が制定しました。

日本では、厚生労働省が「発達障害啓発週間」を定め、自閉症をはじめとする発達障害について普及啓発を実施しています。横浜市でもこの取組を推進するため、関連イベントを実施します。

## LIGHT IT UP BLUE 2023 — 横浜を青く照らす —

「癒し・希望・平穏」を表し、自閉症啓発デーのシンボルカラーである、ブルーの光で市内の観光スポットなどをライトアップします。



「#世界自閉症啓発デー」  
でシェアしよう👍

### 【日時】

令和5年4月2日（日）～4月8日（土）  
※ 会場ごとに点灯時間は異なります。

### 【場所】

- よこはまコスモワールド  
大観覧車「コスモクロック21」（中区新港2-8-1）
- 横浜マリントワー（中区山下町14-1）※4月2日のみ
- 横浜市庁舎（中区本町6-50-10）
- 女神橋（西区みなとみらい1-1）
- 横浜ハンマーヘッド（中区新港2-14-1）
- 象の鼻パーク（中区海岸通1）
- 神奈川県庁本庁舎（中区日本大通1）
- 日産スタジアム（港北区小机町3300）※4月2日のみ

## 市立図書館パネル展 — みんなで知ろう発達障害 —

市内の図書館において通常は分野ごとに配架している発達障害に関する書籍の中から、ご紹介したい本を集めて展示・貸出を行います。  
発達障害の理解に役立つパネル展示も、あわせてご覧ください。

### 【日程及び会場】

- 令和5年3月21日（火）～4月16日（日）  
中央図書館 4階（西区老松町1）
- 令和5年3月28日（火）～4月10日（月）  
神奈川図書館（神奈川区立町20-1）
- 令和5年4月12日（水）～4月25日（火）  
鶴見図書館（鶴見区鶴見中央2-10-7）



# 「世界自閉症啓発デー in 横浜 2023」に関連したイベント

## ブルーフラッグの展示

市内4か所の地域療育センター※と横浜市総合リハビリテーションセンターに通う子どもたちが、青色の画用紙を使って作成した、素敵なブルーフラッグを各会場で展示します。個性あふれる作品をぜひ会場でご覧ください。

(※ 地域療育センター…0歳から小学校期までの障害児の療育に関する相談・診療・指導等を行う施設)



### 【日程及び会場】

- 令和5年3月30日(木)～4月9日(日)  
横浜市役所 1階 展示スペースB (中区本町6-50-10)
- 令和5年3月31日(金)～4月11日(火)  
都筑区役所 1階ロビー (都筑区茅ヶ崎中央32-1)
- 令和5年4月1日(土)～4月12日(水)  
トレッサ横浜 南棟3階 (港北区師岡町700)

【主催】(社福)横浜市リハビリテーション事業団  
(一社)横浜市自閉症協会 **共同開催**  
【協力】トレッサ横浜

## DANCE@RAPPORT ラポールシアターのダンスフロアで踊ろう!! 世界自閉症啓発デースペシャル

ラポールシアターがダンスフロアに変身!DJの流す音楽とシンボルカラーのブルーの光の演出に合わせて自由にダンス!

【日時】4月8日(土)13:30～15:30(途中入場・途中退場可)

【場所】障害者スポーツ文化センター 横浜ラポール  
「ラポールシアター」(港北区鳥山町1752)

【定員】80名(申込み先着順)

【対象】障害のある方とその家族、介助者  
※ 車いすの方も参加できます

【主催】(社福)横浜市リハビリテーション事業団  
(一社)横浜市自閉症協会 **共同開催**



横浜ラポールの  
ウェブサイトから  
お申込みください。



## 世界自閉症啓発デーをきっかけに、 自閉症や発達障害の理解をもっと深めませんか?

横浜市では、一般社団法人横浜市自閉症協会と学校法人岩崎学園との協働により、自閉症の理解啓発を目的とした動画を制作しています。

動画及びその他のイベント情報等も、横浜市ホームページに掲載していますので、ぜひご覧ください。

世界自閉症啓発デー in 横浜



知っていますか  
自閉症のこと

横浜市営地下鉄(ブルーライン・  
グリーンライン)車内ビジョン  
で動画を放映します。

【期間】4月3日(月)～4月9日(日)



## 令和4年度横浜市発達障害者支援センター事業実績

### 1 事業概況

センター長を含めた相談員8名と発達障害者地域支援マネジャー4名を配置し、相談支援、機関コンサルテーション、広報啓発、機関連携等を行った。新型コロナウイルス感染症への職員の罹患や市内の感染拡大の影響により、相談予約および関係機関との連絡調整や研修の中止・延期、地域支援マネジャーの訪問予定のキャンセルが生じた。

### 2 事業実績

#### (1) 相談支援

来所相談を中心に本人家族、関係機関に対する相談支援を行った。

①相談支援件数 ※インテークに至らない本人家族からの電話相談は含まない。

《実支援人数》 285名：新規158名(前年度140名) 継続127名(前年度147名)

新規内訳：男性97名・女性61名／市内156名・市外2名

《のべ件数》 2,046件(前年度1,846件)

・相談：1,689件 ・調整会議：97件(38人)

・機関コンサル：260件 ※相談員によるもの

内訳：区福祉保健センター22件 相談支援事業所148件

就労移行・就労継続事業所19件 その他福祉サービス事業所37件

医療機関8件 企業5件 その他21件

《年齢》 中高生期6名 19～39歳200名 40歳以上78名 不明1名

#### (2) 地域支援マネジャーによる事業所支援

知的障害を伴う自閉症や行動障害の状態にある人への直接支援を行う事業所に対し、発達障害者地域支援マネジャーが事業所コンサルテーション等を行った。

##### ①支援件数

《新規受付》 18事業所：生活介護事業所5、グループホーム6、就労継続事業所4、その他

《のべ件数》 889件(前年度713件)

訪問件数：734件

事業所内訳：生活介護事業所285件 相談支援事業所184件 障害児入所施設

35件 その他のサービス事業所308件(成人入所施設、グループホーム、就労継続事業所など) その他77件

#### (3) 機関連携・広報啓発

##### ①地域連携プログラム

昨年度から各区のニーズに合わせて柔軟な連携を行う「地域連携プログラム」が始まった。各区にて年1回の3機関(区高齢障害支援課、基幹相談支援センター、生活支援センター)との打ち合わせ会議の他に、事例共有や事例検討、区のニーズに合わせた研修実施等を行った。

##### ②関係機関との連絡会議等への参加

《件数》 94件：各区3機関連絡会議40件 各区自立支援協議会17件 その他37件

##### ③研修・セミナー

《センター主催または共催》 14回(参加者316名)

・発達障害相談基礎研修：1回(55名)

・発達障害相談応用研修：1回(13名)

・強度行動障害支援力向上研修(基礎)：3回(152名)

・強度行動障害支援力向上研修(実践)：1回(32名)

・第1回発達障害学生支援のための意見交換会：1回(42名)

・支援者ミーティング：7回(22名)

《講師依頼》 29件 受講者数1,575名

《企業等への啓発(見学対応を含む)》 25件(155名)

##### ④法人機関誌『マンスリーやまた』編集発行(年4回)

## 横浜市における強度行動障害のある方々のデータについて（令和 3 年 4 月時点）

令和 3 年度に教育機関からの調査依頼を受けて集計を行った当該データの一部について、横浜市ウェブページ上へ掲載します。

**【データ取扱上の留意点】**

- このデータでは障害支援区分の認定調査の際に把握する「行動関連項目」が「10 点以上」となっている人数を集計しています。
- 行動障害の点数は「服薬やサービス利用などのケアがされなかった場合」を想定した点数であり、現状、そういったケアによって行動障害が必ずしも顕著でない方も含んだ数字になっています。
- 障害児及び市外転入者（前自治体で障害支援区分を取得し、本市で区分の更新を行っていない者）は除きます。

## 1 強度行動障害のある方（行動関連項目 10 点以上取得者）の人数

男	女	計
2,569	1,076	3,645

## 2 強度行動障害のある方（行動関連項目 10 点以上取得者）の障害支援区分別の人数

区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	計
0	0	20	354	1,024	2,247	3,645

3 強度行動障害のある方（行動関連項目 10 点以上取得者）の生活の場所の状況

	在宅	障害者支援施設	グループホーム (共同生活援助、旧ケアホーム等含む)	医療機関
男	1,349	547	670	3
女	531	279	263	3
計	1,880	826	933	6

※医療機関については、療養介護入所者のみです。

4 強度行動障害のある方（行動関連項目 10 点以上取得者）の支給決定を受けている障害福祉サービス等の数

事業名	人数	事業名	人数
居宅介護	555	就労移行支援	1
重度訪問介護	68	就労継続支援 A 型	4
同行援護	10	就労継続支援 B 型	206
行動援護	735	就労定着支援	0
療養介護	6	自立生活援助	0
生活介護	3,297	共同生活援助	933
短期入所	1,539		
重度障害者等包括支援	0		
施設入所支援	826		
自立訓練（生活訓練）	1		

※ 人数は支給決定数です。（複数サービス利用の場合は、それぞれのサービスでカウントしています）。